公 示 日:2024年4月3日(水)

調達管理番号:24a00045

国 名:南アジア地域(広域)

担 当 部 署: 社会基盤部 資源・エネルギーーグループ第一チーム

調 達 件 名:南アジア地域(広域)2024年度エネルギー分野詳細計画策定調査(評価分

析)

適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 評価分析

(2) 格付:3号

(3) 業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2024年5月中旬から2025年3月初旬

(2) 業務人月: 2.80

(3) 業務日数:準備業務 現地業務 整理業務

12日 48日 12日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限:2024年4月17日(水)(12時まで)

(4) 提出方法:電子データのみ

専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2024 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型)公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。 宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までに その旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出 期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロ ポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

評価結果の通知: 2024 年 4 月 26 日(金)までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

評価結果説明の取り止め: 2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載 (https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16 点

4) その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業 含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

バングラデシュ:「電力システムの停電防止能力強化プロジェクト」

バングラデシュは、堅調な経済成長に伴って 2010 年から 2019 年の約 10 年で、一次エネ

ルギー需要が約 1.5 倍増加、電力エネルギー需要 (Wh ベース) は約 2.2 倍増加している (IEA)。バングラデシュ政府は 2041 年に先進国入りを目指す Vision 2041 を掲げ経済開発 を進めており、それに伴ってエネルギー需要も大きく増加すること及び電力品質の要求水準 が高まることが見込まれる。

他方、パリ協定で「2℃目標」(産業革命以降の平均気温上昇を 2℃未満に抑制する目標)、 更には 1.5℃に抑える努力を追求することが示され、世界共通の長期目標に向けた取り組み が世界的に加速している。バングラデシュにおいても脱炭素の実現に向け、今後、変動性再 生可能エネルギーの導入の加速及び脱炭素電力の輸入促進が必要な状況にある。一方、変動 性再生可能エネルギーの増加は、電力の周波数管理を困難にさせる上、電力輸入を促進する ためには自国内の系統の周波数変動幅を適切に管理する必要がある。現状でもバングラデシュ国内系統は±1.0Hz 程度の周波数変動が常態化しており、変動性再生可能エネルギーの導 入が進む中で電力輸入を促進するためには、周波数の変動幅を将来的に低減していく必要が ある。

こうした状況下、「電力システムの停電防止能力強化プロジェクト」の支援が要請された。 なお、当該プロジェクトは 2022 年 10 月にバングラデシュ東部で発生した大停電の再発防 止策の検討を契機としている。

バングラデシュ:「電力セクターの人材育成フレームワーク構築プロジェクト」

バングラデシュは、堅調な経済成長に伴って 2010 年から 2019 年の約 10 年で、一次エネルギー需要が約 1.5 倍増加、電力エネルギー需要(Wh ベース)は約 2.2 倍増加している (IEA)。バングラデシュ政府は 2041 年に先進国入りを目指す Vision 2041 を掲げ経済開発を進めており、それに伴ってエネルギー需要も大きく増加すること及び電力品質の要求水準が高まることが見込まれる。

バングラデシュ政府は、電力分野の人材開発を行う組織としてバングラデシュ電力管理研究所(以下「BPMI」という)を、2017年6月に設立している。BPMIは、発・送・配電分野のトレーニングを公的機関及び民間事業者に提供することになっているものの、組織方針や体系化されたトレーニングメニューを有しておらず、各機関のニーズに基づき毎年いくつかのトレーニングを提供するに留まっている。電力需要の拡大及び品質の要求水準が高まることを踏まえ、BPMIが総合的な研修を提供していく必要性が高まっている。

こうした状況下、「電力セクターの人材育成フレームワーク構築プロジェクト」の支援が 要請された。

ネパール:「電力輸出入促進及び系統安定化プロジェクト」

ネパールは、出稼ぎ労働者による海外送金(対 GDP 比 20%超)や観光業の成長に支えられ、近年比較的堅調な経済成長を続けている(IMF、2020年)。新型コロナウィルスの感染拡大後の 2021年以降も GDP 成長率は 4-5%で推移しており、今後数年間は 5%台での成長が見込まれている(IMF、2023年)。一方、内陸国で産業の限られたネパールにとって、近隣国への電力輸出は外貨獲得手段として重要で、水力資源を活用した電力輸出は南アジア地

域の脱炭素への貢献も期待されている。

ネパールとインド間で電力輸出入が本格化した 2014 年以降、インド政府が発行している (Cross Border Electricity Trading (CBET) ガイドラインに沿って電力輸出入が行われている。一方で、ネパール電力公社の需給調整の能力が低いことから、輸出入の計画と実績の乖離が生じている。ネパールからの送電量が計画量から逸脱した場合に、ペナルティを支払う必要もあり、適切な需給計画に基づく電力輸出入が必要となっている。

こうした状況下、「電力輸出入促進及び系統安定化プロジェクト」の支援が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査 団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整し、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理し、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

(1) 準備業務

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、JICA 及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 先方政府の関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。その際、 別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整する。作成した質問票 (案)は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ③ プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務

- ① JICA 事務所等及び先方政府の関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・ 方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ② 事前に配付した質問票への回答や上記を通じ、情報·資料を収集・整理し、現状・課題 を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - i. 要請背景・内容
 - ii. 関連する開発計画、政策、制度
 - iii. 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整/指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - iv. 本プロジェクトに関連する他援助機関(世界銀行、アジア開発銀行等)の活動 動向、連携の可能性

- ③ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実施体制、 討議議事録(R/D: Record of Discussions)を他分野の団員とともに検討する。
- ④ 関係者との協議で合意された内容について、R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M: Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM(案)の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑤ 実施機関に対する R/D(案)を含む M/M(案)の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑥ 担当分野に係る調査結果を JICA 事務所等に報告する。

(3) 整理業務

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート (案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2025年2月28日(金)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告資料及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年4月追記版))」の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1)報酬単価(月額上限額)の取扱い

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

本案件は複数国における複数案件の単独業務を一括で公示するため、法人コンサルタントの場合の報酬単価(月額上限額)は各国ごとに「コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインの「別添資料2 報酬単価表」の「業務人月≦○○」の単価を用いて積算下さい。個人コンサルタントの場合は、変更ありません。

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

10.特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

バングラデシュ:「電力システムの停電防止能力強化プロジェクト」

現地業務は2024年6月頃を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

バングラデシュ:「電力セクターの人材育成フレームワーク構築プロジェクト」 現地業務は 2024 年 9 月頃を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

ネパール:「電力輸出入促進及び系統安定化プロジェクト」

現地業務は2024年12月頃を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

なお、各詳細計画の時期については、以下の調査団員の都合も踏まえ最終調整する ことを想定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- i. 総括(JICA)
- ii. 協力企画(JICA)
- iii. 系統運用(JICA が別途契約するコンサルタント)
- iv. 組織的人材育成 (JICA が別途契約するコンサルタント、バングラデシュ「電力セクターの人材育成フレームワーク構築プロジェクト」のみ)
- v. 評価分析(本コンサルタント)

③ 便官供与内容

JICA 事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

i. 空港送迎:あり

ii. 宿舎手配:あり

iii. 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間 については、職員等と同乗することとなります。)

iv. 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによる アポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
- ・バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール(BBIN)各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査(https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12375408.pdf)
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA社会基盤部資源・エネルギーグループ第一 チームにて配付します。配付を希望される方は、imgne@jica.go.jp 宛に、以下のと おりメールをお送りください。

i. 配付資料:「要請書」

ii. 配付依頼メール

ツタイトル:「配付依頼:要請書」

テ本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。 配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメ ールをお送りください。
 - i. 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022 年 4 月 1 日版)」
 - ii. 配付依頼メール
 - タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、 JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保の ための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、 同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治 安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとしま す。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。な お、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してくだ さい。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」 (http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこ ととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担 当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上